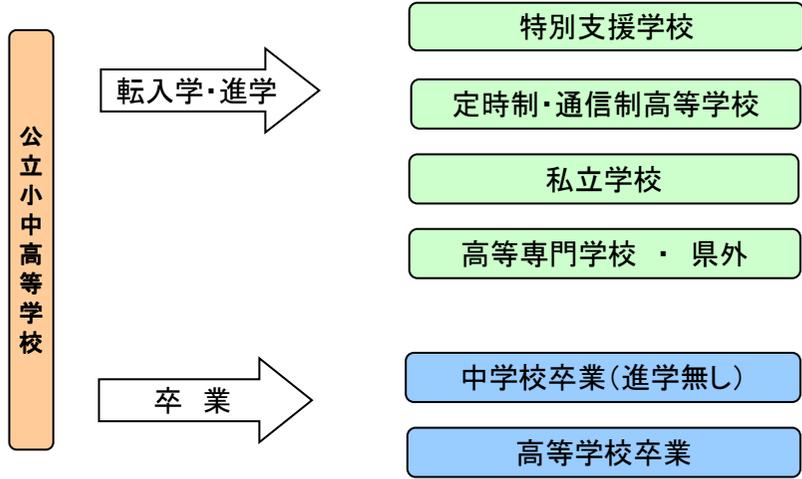
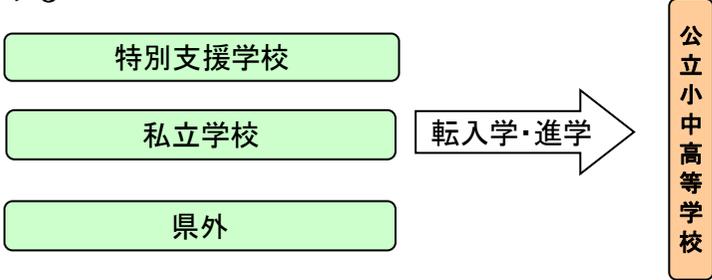


# 体力・運動能力調査記録カードの児童生徒の進学・転入学等に関わる引継ぎに関する説明

宮城県教育委員会

図 説	カードの取扱	内 容
<p>ケース1</p> 	<p>健康診断票に準じた扱いで引き継ぐ。</p>	<p>① 公立小・中・高等学校(全日制)間で進学する, または転入学する場合。</p>
<p>ケース2</p> 	<p>児童生徒に返却し、以後個人所有とする。</p>	<p>① 公立小・中・高等学校(全日制)から特別支援学校に進学する, または転入学する場合。                  ② 公立中・高等学校(全日制)から定時制・通信制高等学校に進学する, または転入学する場合。                  ③ 公立小・中・高等学校(全日制)から私立小・中・高等学校に進学する, または転入学する場合。                  ④ 公立小・中・高等学校(全日制)から国立及び県外の学校に進学する, または転入学する場合。                  ⑤ 公立中学校を卒業し, 高等学校に進学しない場合。                  ⑥ 公立高等学校を卒業したとき。</p>
<p>ケース3</p> 	<p>新たに渡す。                  ※ 各校に配布している予備で対応するか, 該当校からの求めにより県教委から送付する。</p>	<p>① 特別支援学校から公立小・中・高等学校(全日制)に進学する, または転入学する場合。                  ② 私立小・中・高等学校から公立小・中・高等学校(全日制)に進学する, または転入学する場合。                  ③ 国立及び県外の学校から公立小・中・高等学校(全日制)に進学する, または転入学する場合。</p>

※ カードに関する問い合わせ先 宮城県教育庁保健体育安全課 学校体育班 TEL022-211-3667 fax022-211-3796